

介護保険負担限度額の見直しが行われます

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、本人による負担が原則ですが、低所得者の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

自宅で暮らす方、保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性をさらに高めるため、食費・部屋代の負担軽減措置の利用者負担段階の判定に、非課税年金（遺族年金・障害年金）も含めるよう、8月1日から見直しが行われます。

■介護保険負担限度額証の更新および新規申請について

負担限度額認定証の有効期限は毎年7月31日までです。現在、負担限度額証を持っている方で、8月1日以降も対象となる可能性のある方には、6月下旬に更新の申請書を送付してありますので、下表の基準に該当する場合は預貯金などの写しを添付して申請してください。申請しないと自己負担額の軽減は受けられません。

また、現在負担限度額証を持っておらず、新規に申請をする場合は、直接、高齢者支援課窓口で申請手続きを行うようお願いします。

利用者負担段階	対象者		負担限度額（日額）				
			部屋代（※1）	食費			
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護等を受給されている方 		かつ、預貯金等が単身で1千万円（夫婦で2千万円）以下	A	0円	300円	
				B	(a)		320円
					(b)		490円
				C	490円		
				D	820円		
第2段階	7月まで	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で1千万円（夫婦で2千万円）以下	A	370円	390円	
	8月以降	世帯の全員（世帯を分離されている配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方		B	(a)		420円
					(b)		490円
	C	490円					
D	820円						
第3段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方		かつ、預貯金等が単身で1千万円（夫婦で2千万円）以下	A	370円	650円	
				B	(a)		820円
					(b)		1,310円
				C	1,310円		
D	1,310円						
第4段階	上記以外の方（※2）			負担限度額なし			

- ※1 A：多床室、B：従来型個室、C：ユニット型準個室、D：ユニット型個室、a：特養など、b：老健・療養など
 ※2 第4段階の高齢夫婦世帯などで一方が施設に入った場合、利用料の負担により在宅で生活する配偶者の実質収入が一定水準以下となり、生計が困難となる場合があります。こうしたケースには、居住費・食費の負担が軽減される仕組みが設けられていますので、高齢者支援課へご相談ください。

■介護保険負担割合証について

7月下旬に要介護・要支援認定者に送付しますが、7月末で認定有効期間が切れる更新申請（または区分変更）中の被保険者の場合は、認定の状況によって発送が遅れる場合があります。



■農用地区域・農振除外とは

農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、その区域内にある土地の農業以外の目的（住宅、商業施設、駐車場、資材置場など）への転用は、農振法および農地法によって厳しく制限されています。

しかし、やむを得ず農業以外の目的へ転用する必要がある場合は、農振法によって定められた要件を満たす場合に限り、農業振興地域整備計画を変更して、その土地を農用地区域から除外することができます。

このような整備計画の変更が、いわゆる「農振除外」といわれているものです。

■農用地区域に含まれる農地の除外手続き（農振除外申請）ができる場合とは

農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、農業以外の目的に資することにより、ほかの農地の農業上の利用に支障が生じたり、農業施策の実施の妨げにならないよう、農振法によって、除外できる場合が限定されています。除外の容認については、以下の要件を全て満たす場合に限られます。（申請により、必ず農振除外が容認されるわけではありません）

①必要性、緊急性および規模の妥当性があり、かつ、ほかに代替する土地がないこと

当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地など以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること

※「土地所有者の了解を得たため」「宅地に比べて安価で購入できるため」などの理由では、要件は満たしません。

②周辺農地における農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと

当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められること

※原則として、「農地転用許可の見込みのない第1種農用地」「農用地区域に囲まれている農地」などは要件を満たしません。

③担い手への利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと

当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者など）に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないと認められること

④土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと

当該変更により、農用地区域内の土地改良施設（用排水路、ポンプ場など）の有する機能に支障を及ぼす恐れがないと認められること

⑤農業上の公共投資後8年以上経過していること

当該変更に係る土地が土地改良事業などの受益地に該当する場合にあっては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から、土地改良事業などの工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること

■事前相談

必ず、事前に農振除外の見込みがあるかどうか農政課に相談してください。

農用地区域内で住宅などを建てる場合は、建築着手までに、農振除外申請の日からおおむね1年を要する場合がありますので、日程的に余裕を持って建築計画を立ててください。

■申請受付期限

8月31日(水)まで（次回受付期限 平成29年2月頃）

※受け付けは原則、年2回行う予定です。

▼農振除外の流れ

